

県南広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年1月12日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 456号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市藤沢町藤沢字仁郷118番1地先から121番3地先まで	新	m 12.0~8.8	m 65.2
	旧	9.0~7.2	65.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 平成30年1月12日から同年2月13日まで